

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五

号）の一部を次のように改正する。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第十五条関係）
会計年度任用職員の報酬等基準額表

職 種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
	号 給	月 額
	円	円
1	152,965	191,664
2	154,083	193,391
3	155,200	195,219
4	156,317	196,946
5	157,333	198,571
6	158,755	199,993
7	160,075	201,516
8	161,396	203,040
9	162,615	204,360
10	164,138	205,681
11	165,662	206,900
12	167,287	208,220
13	168,506	209,540
14	170,029	210,861
15	171,553	212,181
16	173,076	213,502
17	174,397	214,619
18	177,139	215,939
19	179,780	217,260
20	182,421	218,580
21	185,062	219,698
22	186,789	220,815
23	188,414	221,831
24	190,140	222,948
25	191,664	224,065

別表第八を次のように改める。

別表第八（第十五条の三、第十五条の四関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,700
2	11,400
3	17,100
4	22,800

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。